

常設事務局の東京設置—監査の質の向上に向けて

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)



金融庁IFIAR常設事務局設立準備本部長
兼 証券取引等監視委員会事務局長

佐々木 清隆

2017年4月に監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の常設事務局が東京に開設される。

金融分野の国際機関は、国際通貨基金 (IMF) や世界銀行が米国に本部を置いているほか、金融安定理事会 (FSB) およびバーゼル銀行監督委員会 (BCBS) がスイス、証券監督者国際機構 (IOSCO) がスペイン、国際会計基準審議会 (IASB) を傘下に置くIFRS財団が英国と、欧米に本部を置くものが多いなかであって、IFIARはわが国に本部を置く初の金融関係国際機関となる。

本稿では、IFIARの概要とその活動およびわが国に常設事務局を設置することが決定されるに至った経緯を改めて解説するとともに、IFIARの常設事務局がわが国に設置されることの意義について述べたい。

1. IFIARの概要と取り組み

経済の健全な発展を確保するためには、広く投資家が参加する資本市場の公正性への信頼が必要である。なかでも上場企業の開示に対する信頼の確保にとって、質の高い監査が必要不可欠であるということは、国際的に一致した認識であるといえる。

2000年代初頭、エンロン等による大規模な不正会計事件を契機として、各国では開示に対する信頼を確保するため、監査業界から独立した監査監督当局の設立が進められた。

米国において、サーベンス・オクスリー法に基づき米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB) が2002年に設立されたのに続き、2003年にカナダ公共会計責任委員会 (CPAB) とフランス会計監査役高等評議会

(H3C)、2004年に英国財務報告評議会 (FRC) が設立され、わが国においても2004年に公認会計士・監査審査会が創設されている。

IFIARは、こうした監査監督当局の設立が相次ぐなか、各国の監査監督当局により構成される国際機関として2006年に設立された。

現在、52カ国・地域の監査監督当局が加盟しており、金融庁および公認会計士・監査審査会はIFIAR創設時からの加盟当局として、2007年の第1回IFIAR本会合を東京で開催するなど、当初からIFIARの活動に積極的に関与している。

IFIARは、公益に資するとともに投資家保護の向上をめざして、世界中の監査品質や規制実施について対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、監査監督当局による規制活動についての協調や一貫性を促すことを目的として、さまざまな取り組みを進めている。

そのようなIFIARによる活動の具体的な例をいくつか紹介したい。

加盟当局間の協力および知見の共有に係る取り組みとしては、2012年以降、毎年、加盟当局が実施した検査結果について調査を実施し、結果を公表しているほか、2015年には多国間情報交換枠組み (Multilateral Memorandum of Understanding: MMOU) を策定している。

MMOUは、IFIARに加盟する監査監督当局が監査に対するさまざまな規制活動を行うにあたって必要となる情報の共有を促進することを企図したものである。

現在、各加盟当局においてMMOU参加に向けた取り組みが進められており、参加の申請があった当局から

順次、加盟当局相互の審査が行われている。第一陣は来年4月の本会合 (東京開催) において参加の調印がなされる見込みである。

また、監査業界の動向に関する知見の蓄積および共有に係る取り組みとしては、2015年に、監査業界のビジネスモデルのトレンドを調査・分析したリポート (Current Trends in Audit Industry) を作成し公表している。

当該リポートにおいては、監査法人の収益に占めるアドバイザー業務の拡大が監査業務に充てるリソースの低下や企業との関係の変化を通じて監査の質に影響を与えるおそれがあることや、ビッグデータやデータ・アナリティックの進展が監査業務のあり方に変化をもたらす、必要とされるスキル、人材育成のあり方、監査基

準等、広汎な影響を及ぼす可能性等について指摘している。

さらに、グローバルな監査の質の向上にとって重要な当事者である6大監査法人ネットワークとの対話も継続的に実施している。

加えて、監査監督当局や監査法人のみならず、監査の質に利害関係を有している他の主体との対話についても重要視しており、投資家やグローバル企業の監査委員会との対話も継続的に行っている。

こうした他の主体とのより積極的な対話を進める観点から、2016年4月には、外部者からなるアドバイザー・グループを立ち上げたところである。

他方、公認会計士・監査法人に対する当局検査のあり方についても議論が行われており、単に監査基準に準拠しているかという点にとどま

らず、問題の「根本原因」 (Root-Cause) に焦点を当てた検査の実施について議論の重点が置かれてきている。

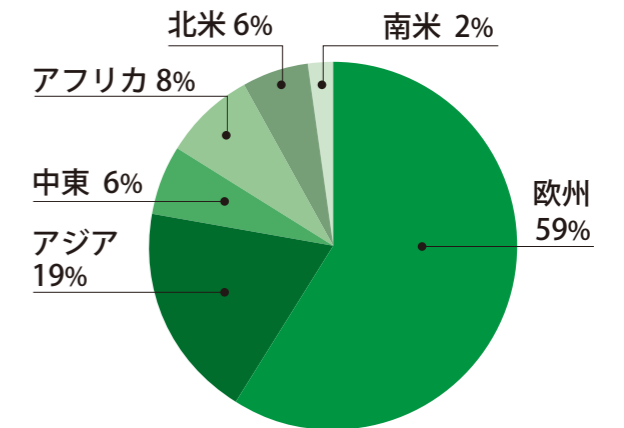
前述のMMOUや監査業界のトレンドに関する分析といった取り組みも、「根本原因」を適切に把握し、問題点の改善を促す監査監督当局の取り組みにとって有益な情報を提供するものである。

2. 常設事務局設立の背景

前述のとおり、IFIARは2006年に設立された発足10年という比較的若い国際機関であるが、経済のグローバル化の急速な進展に伴う多国籍企業の監査や監査法人の国際的なネットワーク化といった監査業務自体の国際化を背景として、国際的に一貫性

IFIAR加盟メンバー構成 52カ国・地域

■ 欧州 (31) アイルランド (IAASA) アルバニア (POB) イギリス (FRC) イタリア (CONSOB) オーストリア (ASA) オランダ (AFM) キプロス (CyPAOB) ギリシャ (HAASOB) クロアチア (APOC) ジブラルタル (GFSC) スイス (FAOA)	スウェーデン (RN) スロバキア (UDVA) スロベニア (ANR) スペイン (ICAC) チェコ (PAOB) デンマーク (DBA) ドイツ (AOB) ノルウェー (FSA) ハンガリー (APOA) フィンランド (PRH) フランス (H3C)	ブルガリア (CPOSA) ベルギー (CRME/KVI) ポーランド (KNA) ポルトガル (CMVM) リトアニア (AAPVIM) リヒテンシュタイン (FMA) ルクセンブルグ (CSSF) ジャージー (JFSC) ロシア (MOF/FSFBO)
■ アジア (10) インドネシア (PPPK) 韓国 (FSC/FSS) シンガポール (ACRA) スリランカ (SLAASMB) タイ (SEC)	チャイニーズタイペイ (FSC) 日本 (CPA/OB/FSA) マレーシア (AOB) オーストラリア (ASIC) ニュージーランド (FMA)	■ 中東 (3) アブダビ (ADAA) ドバイ (DFSA) トルコ (POA/CMB)
■ アフリカ (4) エジプト (EFSA) ボツワナ (BAOA) 南アフリカ (IRBA) モーリシャス (FRC)	■ 北米 (3) アメリカ (PCAOB) カナダ (CPAB) ケイマン (AOA)	■ 南米 (1) ブラジル (CVM)



をもった監査の質の向上がより重要性を増すとともに、各国の監査監督当局による協調の必要性も拡大しており、監査監督当局による国際機関であるIFIARにとって対処すべき課題は増加の一途をたどっている。

また、金融危機後において監査監督の重要性がより強く認識されるなかで、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督国際機構（IOSCO）をはじめとする他の金融分野の国際機関との関係強化といった新たな課題への対応も必要となっている。

加えて、加盟当局数も設立当初の18カ国・地域から52カ国・地域へと10年で約3倍に増加している。

これに対しIFIARの事務局機能は、これまで2年を任期とする議長および副議長の出身母体である加盟当局が持ち回りで担ってきた。

また、目的に応じてIFIARに設置された6つのワーキンググループ（WG）においても、常勤の事務局スタッフがいないため、WG議長やそのスタッフのマンパワーに依存している状態にあった。

このため、IFIARが一貫性をもって継続的に活動し、専門的な知見を蓄積して国際機関としての充実を図る観点から、事務局機能の強化が課題として認識されるようになった。

このような認識のもと、IFIAR内で検討を重ねた結果、2014年に常設事務局設立の方針が決定されるに至った。

また併せて、代表理事会の設立と常設事務局設立を前提としたメンバー会費構造の見直しというガバナンス構造の改革を行うことも決定された。

3. 常設事務局の東京誘致

常設事務局の設立に関し、金融庁および公認会計士・監査審査会としては、グローバルな監査の質の向上のためにはIFIARの体制充実が有益であるとの観点から支持してきた。

加えて、2015年1月には、常設事務局の東京誘致をめざしてホスト国として立候補を表明した。

金融庁および公認会計士・監査審査会がIFIAR常設事務局の東京誘致に立候補したのは、わが国としてもグローバルな監査の質の向上により一層貢献していくことが重要であるとの考えに加え、IFIARがわが国を拠点として監査の質の向上に向けた取り組みを進めることによって、わが国の国際的な地位の向上や東京の国際金融センターとしての地位向上にも資することになると考えたためである。

また、IFIARがわが国を拠点に活動するという事は、わが国の企業や会計監査分野の専門家など、質の高い監査の実施に利害関係を有する国内のさまざまな主体（ステークホルダー）にとって、監査の質の向上に向けたIFIARにおける議論や取り組みに触れる機会が増えることにつながる。

そのような機会の増加は、わが国における監査の質の向上にとっても非常に有意義なものとなることが考えられたことも、立候補を表明した要因の一つである。

立候補にあたって、アジアに位置するわが国の立地はメリットでありデメリットでもあった。IFIARの地域別の構成を見ると、52カ国・地域のうち欧州が31と6割を占めている。対

してアジア地域は10カ国・地域と2割弱を占めるに過ぎない。

しかしながら、IFIARがグローバルな監査の質の向上を目的とした国際機関としてさらに活動を充実させるためには、欧州以外の地域からも監査監督当局の加盟増加が必須である。IFIAR自身もその必要性を認識しており、未加盟国に対するアウトリーチ活動が課題となっている。

わが国の立地はアジア各国からのアクセスに優れており、引き続き高い経済成長の可能性を秘めたアジア地域における未加盟国へのアウトリーチに最適である。

また、東京の充実した都市インフラに支えられた生活のしやすさや治安の良さ、先進国にあっては比較的低い物価水準といった点も利点として挙げられる。

誘致活動を行うにあたっては、これらの点をさまざまな機会・ルートを通じてアピールするとともに、2015年3月には公認会計士・監査審査会の設立10周年を記念した国際カンファレンスを開催し、東京がIFIARの立地にふさわしい都市であることを実際に確認していただく機会も設定した。

このカンファレンスでは、監査監督当局、証券監督当局、国際機関、監査法人、投資家を交え「監査の質及び監査の役割~コーポレート・ガバナンス強化と金融システム安定に向けて~」と題したパネルディスカッションを開催し、25カ国から約200名にご参加いただいたところである。

また、誘致活動は金融庁および公認会計士・監査審査会のみならず、官邸や外務省の全面的な協力のもと、さまざまな外交チャネルを通じて、まさに政府一丸となって行われた。

加えて、日本IR協議会をはじめとする監査関係団体や民間経済団体等から、IFIAR常設事務局の東京誘致を支持する声明を多数いただいた。

上記のような取り組みの結果、最終的に2016年4月のIFIARロンドン本会合において、2017年4月に常設事務局が東京に設立されることが決定された。

IFIAR常設事務局の誘致成功は、政府による誘致活動のみならず、民間を含むわが国全体として監査の質の向上に向けたIFIARの役割を積極的に評価し、わが国に常設事務局を設置することを歓迎する姿勢を示すことができたことも大きな要因となったと考えている。

4. 常設事務局の東京設立の意義と今後の展望

IFIARにおいては、目下、来年4月のIFIAR常設事務局開設に向けた準備が進められている。金融庁においても、IFIARと緊密に連携しつつ、IFIARにおける準備作業のサポートを行っているところである。

政府全体としても、IFIAR常設事務局の東京設置とその後の円滑な運営は重要な関心事であり、「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）においては「我が国の国際的なプレゼンスを高め、また東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、今般東京に常設事

務局を設置することが決定したIFIAR（監査監督機関国際フォーラム）について、来年4月の事務局開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を行う」との記載がなされている。

しかしながら、IFIAR常設事務局の東京設置をわが国にとって真に意味のあるものとするためには、政府がIFIARの活動に対する支援を行うだけでは十分ではない。

わが国における監査に関連するさまざまなステークホルダーが、監査の質の向上に向けたIFIARにおける議論に対する認識を深め、それぞれの立場で監査の質の向上に向けて取り組むことが必要である。

このための取り組みとして金融庁では、さまざまなステークホルダーを代表する団体に呼びかけて、わが国におけるIFIARの活動をサポートすることなどを目的としたネットワークの構築を図ることとした。

このネットワークの構築は「平成28事務年度金融行政方針」（2016年10月21日公表）において「我が国におけるIFIAR事務局の活動のサポート及びIFIAR要人等との意見交換を通じた、我が国における監査の品質に関する意識向上のため、国内の関係団体によるネットワークの構築を図る」旨記載していたものであり、2016年12月に第1回の会合を開催した。監査関係団体や民間経済団体等20団体に加え、東京都がオブザー

バーとして参加している。

今後は、IFIAR常設事務局の東京設置に伴う関連会合の東京開催などで、監査監督当局者や監査法人その他監査に関連する世界中の人材が日本へと訪れる機会が増えることが期待される。

こうした機会をとらえて、監査に関連する国内のさまざまな団体や専門家がIFIARと建設的なコミュニケーション関係を築くことができれば、IFIARにとって有益であるだけでなく、監査に関する国際的な課題や最先端の議論に対する国内の認識を深め、わが国の監査の質の更なる向上にも資すると考える。

こうした監査に関連するステークホルダーとの対話は、前述の通り、IFIARにおいても重要視されており、ネットワークの構築はIFIARと国内のステークホルダーの双方にとってWIN-WINの関係構築につながる可能性を持っている。

2017年4月には常設事務局設立とともにIFIAR本会合が東京で開催される。これを契機に、東京の国際金融センターとしての地位向上とともに、国内のさまざまな主体における監査に対する意識の向上、監査の質の向上に向けた取り組みの一層の進展を期待するとともに、金融庁としてもIFIARのホスト当局として、グローバルな監査品質の向上により積極的に貢献していきたい。

プロフィール

佐々木 清隆（ささき・きよたか） 1983年3月東京大学法学部卒。1993年経済協力開発機構（OECD）、1998年金融監督庁検査部、2002年国際通貨基金（IMF）、2005年証券取引等監視委員会事務局特別調査課長、2007年同総務課長、2010年金融庁検査局総務課長、2011年同総務企画局審議官（検査局担当）兼公認会計士・監査審査会事務局長、2015年証券取引等監視委員会事務局長。2016年より現職。

出典：一般社団法人日本IR協議会 機関誌「IR-COM」2017年1月・2月号

本PDFは、一般社団法人日本IR協議会より転載の許可を得ております。無断転載や、著作権を侵害する一切の行為をご遠慮頂きますようお願い申し上げます。